

群馬県最低賃金

57円UP!

1,120円

時間額

令和8年10月3日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

賃金引き上げの支援策をご活用ください！

厚生労働省「賃金引き上げの支援策」

厚生労働省は非正規雇用労働者の処遇改善や生産性向上等を通じ、**中小企業**等の「賃上げ」を支援しています。

令和8年度「賃上げ」**支援助成金パッケージ**を取りまとめました。

支援策の詳細はHPをチェックしてください。



群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

従業員の賃金を**一定額以上引き上げた**県内の中小企業等を対象に、1期あたり**40人分、最大200万円**を支給します。

▶ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 ☎ 050-6892-9990

▶申請期限：第1期:受付は終了しました。(令和8年9月1日～令和8年12月31日賃上げ分)

第2期:**令和9年1月31日**(令和8年9月1日～**令和8年12月31日**賃上げ分)

▶申請先：特設サイトから申請してください。



最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 4 上記1～3の組み合わせの場合 それぞれ上記の1、3の式により時間額
例えば基本給が時間給制で各手当 を換算し、それらを合計したものを最低
（職務手当など）が月給制などの場合 賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省『最低賃金に関する特設サイト』をチェック！

